

(参考 1)

信書便事業への参入状況

【令和 8 年 6 月 29 日現在】

(注) () 内の数字は、今回許可申請があった事業者の数である。

[種類別・参入事業者数]

	一般信書便	特定信書便
参入事業者数	0	6 5 6 (1 2)

[本社所在地別・参入事業者内訳]

北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
2 1	2 8 (1)	2 3 7 (1)	1 7	1 8 (1)	8 1 (1)	1 0 7 (2)	3 7	1 4	8 5 (6)	1 1	6 5 6 (1 2)

[役務種類別・参入事業者数内訳]

役務種類別	事業者数
1 号役務 (長さ・幅・厚さの合計 7 3 cm 超、又は 4 kg 超)	5 9 4 (1 0)
2 号役務 (3 時間以内の送達)	9 5
3 号役務 (8 0 0 円超の料金)	3 2 0 (3)

[主要業種別・参入事業者内訳]

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	4 9 6 (1 0)	廃棄物処理業	5
警備業	3 9 (1)	不動産業	5
建物等維持管理業	1 8	建設業	4
障害者福祉事業	1 7	労働者派遣業	3
卸売業, 小売業	9	自動車整備業	3
運輸に附帯するサービス業	8	倉庫業	3
情報通信業	7	生活関連サービス業	2
製造業	7	飲食サービス業	1
旅客運送業	6	その他サービス業	1 8
専門・技術サービス業	5 (1)	計	6 5 6 (1 2)

※ 6 5 6 者のうち個人事業者は 1 8 者

※ 貨物運送業以外を主たる業種としている事業者についても、基本的には主たる業種の他に貨物運送業を営んでいる。